

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第126回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年9月26日（月）10時00分～10時59分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二

（以上7名）

(2) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、
関口事業政策課課長補佐、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
浅川料金サービス課課長補佐

(3) 審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3153号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付
方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び
徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び

交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) について

【諮問第3154号】

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和3年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第126回）を開催いたします。

本日は、Web審議を開催しておりまして、委員8名中7名が出席されております。定足数を満たしております。

Web審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問案件2件、報告事項2件でございます。

議 題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3153号】

○三友部会長 初めに、諮問第3153号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」、まず、利用者に関する情報の適正な取扱い関係について総務省から説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 総務省事業政策課の柳迫と申します。

それでは、私からは、資料126-1、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」のうち、利用者に関する情報の適正な取扱い関係について御説明します。資料の下側に書いてあるページ数で御説明します。

資料の1ページを御覧ください。諮問書でございます。本年6月に、改正電気通信事業法が公布されたところでございます。この改正電気通信事業法の施行に伴いまして、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する諮問でございます。

3ページの目次を御覧ください。私からは、（1）と書いてある電気通信事業法施行

規則等の一部改正のうち、利用者に関する情報の適正な取扱い関係について御説明します。

4 ページからが利用者に関する情報の適正な取扱い関係の資料でございます。

5 ページを御覧ください。電気通信事業法の一部を改正する法律の概要でございます。今回、御説明するのは②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保の関係でございます。こちらにつきましては、サービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクが高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっているものでございまして、そうしたことから、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律と外部送信に係る規律を法律で整備したものでございます。

6 ページを御覧ください。利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の規律の内容としましては、大きく1ポツの特定利用者情報の適正な取扱い関係と2ポツの外部送信関係がございます。今回、諮問の対象となるのは、1ポツの特定利用者情報の適正な取扱い関係でございまして、赤の点線で囲っている部分が、本日の諮問対象でございます。

規律の対象としましては、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者、この規律の対象者には、下の※で書いております、検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務といった、今回の法改正で新たに定義した役務を提供する事業者も含まれております。

具体的な規律の内容としては、①から⑤まで5つございます。1つ目が、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するための取扱規程の策定・届出でございます。この特定利用者情報には、※でございますとおり、通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる利用者の情報が含まれております。

2つ目の規律としましては、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するための取扱方針の策定・公表でございます。この取扱方針の記載事項の中には、特定利用者情報を外国に所在する第三者に取扱いを委託する場合ですとか、外国に所在するサーバーに保存する場合には、当該委託先やサーバーの所在国の名称を記載事項としているところでございます。

3つ目が、毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況を自己評価しまして、この取扱規

程や取扱方針に反映していただくというものでございます。

4つ目が、統括管理者の選任・届出、職務遂行義務を定めるものでございます。

5つ目が、特定利用者情報の漏えい時の報告義務を課すものでございます。

7ページを御覧ください。利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の適用対象でございます。先ほど御説明したとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律につきましては、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に規律がかかります。また、大規模かつ分野横断的な検索サービスである検索情報電気通信役務を提供する電気通信事業者、大規模なSNSサービス等を提供する媒介相当電気通信役務を提供する電気通信事業者も、今回、規律の対象になります。

そのほか、外部送信に関する規律につきましては、下の図を見ていただきますとおり、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者とのことで、規律が広く及んでございます。

8ページを御覧ください。今回、省令の規定事項を検討するに当たりまして、電気通信事業ガバナンス検討会の下の特利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループで議論してきました。今年の6月から議論を開始しまして、今年の9月に取りまとめを策定したところでございます。このメンバーには、事業者団体、経済団体、消費者団体等、様々なステークホルダーの皆様にも御参加していただき、こうした方々の意見を丁寧に聞きながら取りまとめを策定したところでございます。

9ページからが具体的な省令の内容でございます。まず、規制対象事業者の範囲①として、改正後の電気通信事業法第27条の5の関係でございます。同法第27条の5では、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定に係る規定がございます。総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして、総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができると規定されております。この省令では、この情報規律の対象となる電気通信役務を定めるものでございます。

この省令で定める事項の①が、規律の対象となる総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、告示・通知によるというものでございます。

②が、実際の規律の対象となる役務の中身でございまして、利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえまして、無料の電気通信役

務の場合は、利用者が1,000万人以上である電気通信役務、有料の電気通信役務の場合は、利用者数が500万人以上である電気通信役務が規律の対象となるものでございます。

下の※にもございますとおり、この無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は、情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、そして無料の電気通信役務は、1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮して、閾値で差が設けられているところでございます。

なお、規律の対象外となる事業者に対しましては、今後、総務省において、ガイドライン等によりまして、特定利用者情報の適正な取扱いを推奨していきたいと考えているところでございます。

次の10ページを御覧ください。規制対象事業者の範囲②でございます。改正後の電気通信事業法第164条において、検索情報電気通信役務が定義されてございます。この情報規律の対象となる検索情報電気通信役務の要件を省令で定めるものでございます。

改正後の電気通信事業法第164条第2項第4号では、この検索サービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして、総務省令で定める電気通信役務と規定されております。実際に、省令で定める事項としましては、真ん中にごございますとおり、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、2つの要件がございます。

1つ目が、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務、2つ目が、分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務でございます。なお、レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは、利用者情報の範囲や社会・経済的影響が限定的であるため対象外としているところでございます。

次の11ページを御覧ください。規制対象事業者の範囲③でございます。改正後の電気通信事業法第164条の媒介相当電気通信役務関係でございます。省令では、この情報規律の対象となる媒介相当電気通信役務の要件を定めるものでございます。同法第164条第2項第5号では、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして、総務省令で定める電気通信役務と規定されております。こちらにつきましても、要件としましては真ん中にごございますとおり、1つ目が、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務、2つ目が、主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介する電気通信役務とされております。

具体的には下の※にございますとおり、テキスト、動画または音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォームなどが想定されているところをございます。なお、コメント機能等、付随的に実質的媒介を行う電気通信役務や商取引に関する情報のみを取り扱う電気通信役務は対象外となっているところをございます。

次の12ページを御覧ください。特定利用者情報・利用者の範囲の関係でございます。改正後の電気通信事業法第27条の5の関係でございますが、特定利用者情報の定義は、第1号で通信の秘密に該当する情報、第2号で利用者を識別できる情報であって、総務省令で定めるものと規定されております。この利用者を識別することができる情報であって、総務省で定めるものの具体的内容が、真ん中の①でございます。特定利用者情報には、通信の秘密に該当する情報に加え、利用者を識別できる情報のうち、「データベース等を構成する情報」を構成する情報が該当するとしております。※にございますとおり、この「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指すとしておりまして、個人情報保護法でも、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データとして定められているところをございます。並びを取っているものをございます。

また、利用者の定義でございます。②にございますとおり、契約締結者に加えて、契約締結者に準ずる者として、「継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者」が含まれるとしております。これは下の枠囲いの中の取りまとめの内容にもございますとおり、利用者が契約締結者または利用登録によりアカウントを有する者とされておりまして、それを踏まえた省令の規定の整備でございます。

最後に13ページを御覧ください。今後の想定スケジュールでございます。利用者に関する情報の適正な取扱い関係につきましては、本日諮問させていただき、パブリックコメントを経た後、11月下旬に答申を希望しており、答申をいただいた後、速やかに制定していきたいと考えております。

以上が、改正省令のうち、利用者に関する情報の適正な取扱い関係でございます。よろしく申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明は、諮問第3153号の前半部分、利用者に関する情報の適正な取

扱いに関するものでございました。

ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

それでは、森委員、よろしく願いいたします。

○森委員 御説明ありがとうございました。

今回、審議の対象となっております特定利用者情報の適正な取扱いに関する記述と外部送信に関する規律、これは前者が、立法事実で言いますとLINEの問題に対応するものであり、特定利用者情報が外国でアクセスを受ける等のことが様々な問題をもたらすところから規定されたものですし、外部送信規律は、これは立法事実で言いますと、リクナビの問題やケンブリッジ・アナリティカの問題に対応したものであって、これまでインターネット広告に用いられていたウェブサイトの閲覧履歴の利用ですね、そのウェブサイトの閲覧利益の収集と利用が、ある意味、無制約に行われている、無制限に行われていることに対する対応でありまして、時宜を得た必要な立法措置であると、それについての省令を定めていることかと思えます。

いずれも重要な問題ではあるのですけれども、特に外部送信に関しては、これはプライバシーの専門家から、例えば日本では、健康医療情報については、非常に重い規律がかかっている、医療分野における、ある意味では自主的な規律、もちろん政府のガイドラインもありますが、インフォームドコンセントを中心にした、本人の意思を重視した重たい規律がかかっているのに対して、ウェブの閲覧履歴については、本人の意向は全く考慮されていなくて、使い回されていて、逆転の現象が起こっていると。健康医療情報は、本人にとってある意味、機微な、重要な情報であって、場合によっては要配慮個人情報であった入りするわけですが、ウェブの閲覧履歴については、これは集められてしまうと、本人にとって重要な情報になりますが、こっちについては全く制約がかかっていない。本来であれば利用の必要性の高い健康医療情報、これは公益性は非常に高いわけですが、それに対してウェブの閲覧履歴については、それはもともとの利用においては、あまり公益性ではなく、これはビジネス利用だったわけですが、こちらについては本人の意向を関係なしに、無制約に利用されてしまっていたことで、逆転現象であると。本来、公益性の高いものが重い規制がかかっている、公益性のないものが軽い規制しかかかっていないことで、さらには、また様々な大きな問題を引き起こしたことで、今回、規制の対象となってきたものですので、これは法律、今回、法律で

はなく省令ですので、どちらかという細部において定めるわけですが、現代における非常に重要な問題の一部ですので、また、必要に応じて規制の範囲・程度等を見直すこともあり得るものであると個人的には感じておりますので、その旨を申し上げておこうと思います。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございました。御意見ということで承りたいと思います。

○森委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、大変重要な内容ではございますので、ぜひ遺漏なきよう、お進めいただければと思います。

それでは、続きまして、残りの部分です。第一種指定電気通信設備制度の見直し関係について、総務省からお願いをいたします。

○片桐料金サービス課長 総務省料金サービス課長の片桐でございます。

後半部分について御説明をさせていただきます。資料は、右肩の12ページ以降になります。

1ページおめくりいただきまして、13ページを御覧ください。電気通信事業法の一部を改正する法律の概要の一番右の四角のところ、③電気通信市場をめぐる動向に応じた公正な競争環境の整備が関係する部分でございます。具体的には、NTT東西が提供します固定電話が、令和7年1月までにマイグレーションを完了することを背景といたしまして、当該ページ右下に赤い四角で囲ってございますところでございますが、第一種指定電気通信設備の指定の要件であります加入者回線の占有率を算定する区域を、これまでの都道府県から各事業者の業務区域、例えばNTT東日本であれば東日本、NTT西日本であれば西日本に見直すものでございます。これに関連する省令等を改正するものでございます。

14ページを御覧ください。改正の概要でございます。上の四角を御覧いただければと思いますけれども、改正点は4つでございます。1つ目が、加入者回線の占有率の算定方法、2つ目が、指定の対象となる電気通信設備の範囲、3つ目が、IPoE接続とIP音声接続に用いる県間通信用設備と、あとはIP音声接続に用いますゲートウェイ

ルータ、これを新たに第一種指定電気通信設備に加えることと、最後に、その接続料の算定方法についての規定を整備するものでございます。それぞれ、その下で詳しく御説明を差し上げたいと思います。

まず①加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備でございます。設置する加入者回線につきまして、指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する潜脱を防止して、適切な算定を行う必要がございますので、加入者回線の設置割合が一定の割合、100分の1としておりますが、これ未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなすことが1つでございます。左下の図表を御覧いただければと思いますけれども、A県でシェアが2分の1以上を有している事業者Xがいた場合、当然A県では第一種指定電気通信設備に指定されるものでございますけれども、この指定を免れることを目的に、例えばB県にごく少数の加入者回線を設置するとします。そうしますと、エリアで言うとA県、B県が業務区域になりまして、この濃い青の部分は2分の1を下回っていることとなりますので、この場合、Xの設備は指定されないこととなります。こういった潜脱の防止をするものでございます。

2つ目が、資料の真ん中の2つ目の丸のところを御覧いただければと思いますが、加入者回線の数につきまして、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線について、主端末回線を数える方法と分岐端末回線を数える方法の2つ考えられますが、この点、後者であることを明確にするために、その旨を規定するものでございます。具体的には、右下を御覧いただければと思いますけれども、シェアドアクセス方式は、光ファイバの主端末回線を最大8分岐させまして、各利用者宅に繋ぐものでございます。そうしますと、主端末回線で数えれば1、分岐端末回線で数えると最大8になりますけれども、これを分岐端末回線で数えて算定することを明確にするものでございます。

続いて、15ページを御覧ください。②指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備ですが、ルータ等について、これまで都道府県内の通信を行うものだけに指定可能としておりました。これに対して、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ、県間通信に係る中継ルータといったものを指定するために、単位指定区域内の通信を行うものだけに指定可能となっている規定を削除するものでございます。併せて、伝送路設備につきましても、県間通信に係る伝送路設備を追加しようとするものでございます。

③第一種指定電気通信設備の指定でございます。具体的には告示によって指定しているものでございますけれども、先ほど申しました I P o E 接続及び I P 音声接続に係る県間通信用の設備を新たに指定するとともに、N T T 西日本が東京都に、N T T 東日本が大阪府に設置する I P 音声接続に係るゲートウェイルータも新たに指定しようとするものでございます。

④新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定ですが、これらの機能に係る接続料を算定するものでございます。まずは、県間通信用設備に係る新たな法定機能としまして、一般県間中継系ルータ交換伝送機能を追加いたします。こちらについて、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して提供される場合がございますが、こういったことを踏まえまして、こうした場合には、他者設備にかかる費用についても接続料に加えるものとする規定を設けます。また、この接続料につきまして、データ伝送の場合は回線容量、音声伝送の場合は通信量を単位として設定することを原則とする規定を追加するものでございます。

16 ページは、具体的な法律の新旧対照条文でございますので、御参考にしていただければと思います。

17 ページが、新たに指定される第一種指定電気通信設備について図示したものでございます。左側は I P o E 方式の I S P 接続でございます。この赤い伝送路の部分が新たに指定されるものでございます。右側が I P 音声接続でございますけれども、同様に県間の赤い伝送路の部分と、併せて、N T T 東日本が大阪府に設置するゲートウェイルータ、N T T 西日本が東京都に設置するゲートウェイルータも新たに指定されるものでございます。

18 ページ、19 ページは、情報通信審議会における答申の概要を一部抜粋でございますので、御参考にしていただければと思います。

最後、20 ページ、経過措置・スケジュールでございます。この省令の施行時に、現に認可されている接続約款がございますけれども、こちらについての経過措置を規定するものでございまして、スケジュールとしましては、当審議会の答申をいただいた後、速やかに制度を制定いたしまして、改正法の施行日から1年を超えない範囲内において施行されるようにしたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの後半部分の御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見あるいは御質問はございませんようですので、それでは、本件につきましては、総務省から改正案の内容を報道発表していただきまして、インターネットなどに掲載するなどして公告をし、広く意見の募集を行うことといたします。

なお、本件のうち、接続等に関する事項に関する意見招請は、資料にありますとおり、2回実施することとされておりますが、当部会としては、2回の意見招請を行っていたから接続委員会において調査検討をいただき、その上で最終的に報告をいただいて答申をまとめることとしてはいかがかと思えます。そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、その旨、決定することといたします。

柳迫調査官、片桐課長、御説明ありがとうございました。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3154号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3154号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担額の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担額の額及び徴収方法の認可)について」、続けて片桐課長から御説明よろしくをお願いいたします。

○片桐料金サービス課長 それでは、御説明をさせていただきます。資料126-2を御覧ください。まず、1ページでございます。諮問書でございますが、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、令和4年9月15日付でユニバーサルサービス制度に係る交付金の額等について認可申請があったものでございま

す。こちらの申請について、認可することとしたいと考えておりますので諮問させていただきます。

2ページを御覧ください。申請概要でございます。3の申請の概要の①、②でございますけれども、中身につきましては、交付金の額及び交付方法の認可、あとは負担金の額及び徴収方法の認可でございます。交付方法及び徴収方法に係る認可申請につきましては、例年同様となっております。交付金の額と負担金の額と詳細な説明につきましては、参考資料を用いて御説明をさせていただければと思いますので、12ページ以降の参考資料を御覧ください。

まず、13ページでございます。令和3年度におけるNTT東日本・NTT西日本のユニバーサルサービス収支表についてでございますが、令和3年度におきまして、ユニバーサルサービスの収支の状況は、NTT東日本でマイナス226億円、NTT西日本でマイナス298億円の赤字でございました。NTT東日本・NTT西日本でマイナス524億円となっております。

続いて、14ページでございます。ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補填対象額の算定についてでございます。LRICモデルに従って算定されましたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補填対象額を算定するものでございますが、まず①加入電話の基本料でございます。これはベンチマーク方式によりまして算定しているものでございます。補填対象、高コストエリアの原価は、下の表の青い部分、上から3段目にございます25億9,100万円が今回の補填対象額になっているものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。②加入電話の緊急通報に係るものでございます。補填対象額は、基本料の高コスト上位4.9%の加入者回線数に対応した原価となっております。具体的な原価でございますが、青い部分の上から3段目、4,400万円が補填対象額になるとのことでございます。16、17ページの③、④及び⑤は、第一種公衆電話に係るものでございます。いずれも補填対象額の算定方法は、原価マイナス収益の収支差額となっております。まず、③市内通信については、補填対象額は、同様に青い部分の中でございますが、37億円になります。また、④離島特例通信については500万円になります。

次のページを御覧ください。17ページでございますけれども、第一種公衆電話の緊急通報に係るものは300万円と、これらが補填対象額になってございます。

18ページを御覧ください。補填対象額と番号単価でございます。まず、補填対象額、先ほど申したものを加算しまして、合計が、右側の赤い部分の一番上のところでございますが、約64億円になってございます。これに支援業務費の4,100万円、また、予測前年度過不足額の5億9,500万円を加えまして、それを電気通信番号の総数で割ることで番号単価が算出されます。その結果、合算番号単価は、1番号につき月2円となっております。

続きまして、19ページを御覧ください。今回、1点、イレギュラーな措置をさせていただいております。具体的には、今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額において、原価から、小笠原の母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用、これを除いて原価を算定してございます。この理由でございますけれども、小笠原の母島ビルから大崎ビルの間については、昨年度までは、これはRT-GC間伝送路でありまして、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外となっていたものでございます。しかしながら、本年度の費用整理の中で、加入者回線数が減少したことなどから、この母島ビルが、局設置FRTと判定されまして、その費用が、平成20年の情報通信審議会答申の整理に基づきまして、今回、基礎的電気通信役務の原価に含まれることになりました。この結果、加入者回線の単価が大幅に上昇して、ベンチマークが大幅に上昇することになったものでございます。ただ、この加入者回線の単価は、ほかのビルの加入者回線単価や前年度までの小笠原母島ビルの加入者回線の単価と比べまして、著しく高額となっており、また、ベンチマークも前年度までの水準から著しく乖離することになってございます。このため、交付金の額と負担金の額を適正に算定することを目的としまして、原価について、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間の伝送路に係る費用を除いて算定することとしたいと考えております。

こちらがどのようなことであるかにつきまして、次のページ以降の図等を用いて、もう少し詳細に説明させていただければと思います。20ページでございますけれども、こちら、LRICモデル上の設備構成イメージでございまして、昨年度は左側でございます。小笠原の母島ビルはRTと判定されていたところ、今年度は局設置FRTとなっております。平成20年の情報通信審議会答申では、実際にRT局の場合に限って接続料で回収することと整理されていますが、こちらのビルはGC局でございますので、この整理に基づきますと、今回、基本料で回収することになったものでございます。

21ページを御覧いただければと思います。今回、どういった影響があったかでございますが、まず、加入者回線の単価でございます。左側が2021年度、これは1,734円でございますけれども、2022年度は29万円以上になることでございます。この結果、ベンチマークが昨年は1,528円だったものが今年は2,380円と、これも大幅に上昇しているものでございます。

22ページは、いかにこれがイレギュラーなことであるのかを示したものでございます。一番左のグラフを見ていただければと思うのですが、ほとんどのものは1回線当たり5万円以下の、この点線で囲まれた部分に入っておりますが、小笠原の母島は29.4万円とのことで、ここからかなり飛び抜けているものでございます。この点線の中でも、真ん中のグラフを御覧いただければと思いますけれども、ほとんどのものは、さらにその中でも5,000円以下のところに入っております。北海道の焼尻、伊豆諸島の新島などがこの3年間では、全体に比べてかなり高い単価になっていたということもございますが、それらと比べても今回の小笠原母島は著しく高い単価になっていると言えるかと思っております。

それでは、19ページにお戻りいただければと思うのですが、このようにして、今回、この原価を入れないことについて、上から3つ目の四角を御覧いただきたいのですが、算定規則第3条ただし書というのがございまして、こちらに基づいて、総務大臣の許可が得られた場合は、算定規則によらない算定ができることとなっておりますので、今回、この許可を行いたいと考えているところでございます。

この結果でございますけれども、参考を御覧いただきたいのですが、参考の2つ目のダイヤを御覧いただければと思います。これによりますと補填対象額と合算番号単価への影響でございますけれども、まず、補填対象額については、この措置を行わなかった場合に比べましてプラス9億円にはなるのですが、昨年度、認可の補填対象額の68億円よりは4億円下回る64億円でとどまる形になってございます。また、合算番号単価への影響でございますけれども、これはプラス0.298円で、非常に軽微なものになりまして、実際にほとんど影響がないと考えてございます。

以上を踏まえまして、10ページ、11ページにお戻りください。審査結果でございます。以上につきまして、10ページ、11ページの審査事項に照らしまして審査したところ、いずれも「適」と判断をさせていただいたものでございます。したがって、本件認可申請は、審査基準に適合していると認められるので、認可させていただければ

と考えている次第でございます。

私からの説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員　　御説明ありがとうございます。

今年、小笠原の件が特別な対応になったことは、説明を聞いて大変納得をいたしました。来年以降も回線数の減少によっては、こういうことが頻発するような可能性もありますので、今後の話も踏まえて、丁寧な御説明をしていただければと思います。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。

それでは、片桐課長、追加で説明できることがございましたらお願いいたします。

○片桐料金サービス課長　　今回のモデルは、P S T Nモデルを採用していることから生じるものだと考えてございます。したがって、このP S T Nモデルが採用される限りにおいては、同様な問題は来年以降も発生する可能性はございます。ただ、令和8年度以降は、I Pモデルのみが適用される予定でございまして、こうした問題は起こらない可能性が非常に高いと考えてございます。いずれにしましても、来年以降も、こうしたことが生じた場合については、丁寧な説明をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○三友部会長　　ありがとうございます。

西村委員、よろしいでしょうか。

○西村委員　　はい。ありがとうございます。

○三友部会長　　大変重要な指摘だと理解いたしました。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、9月27日火曜から10月26日水曜までといたしますが、
そういった方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。

それでは、その旨、決定することといたします。

片桐課長、御説明ありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和3年度における
基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○三友部会長 続きまして、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本
電信電話株式会社の令和3年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化
の報告について」、総務省から説明をお願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課、浅川でございます。

資料126-3に基づきまして御報告させていただきます。NTT東西の基礎的電気
通信役務の提供に係る経営効率化の報告等についてということでございまして、1ペー
ジを御覧ください。報告概要をまとめてございます。1の経緯でございますけれども、
ユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等について、初年度である平成1
8年度の認可の際に、当時の情報通信審議会より、総務省及びNTT東西に対して、設
備利用部門の費用の経営効率化の実績等を報告するよう御要望をいただいていたもので
ございます。そのため、毎年度、この時期に御報告をしている次第でございます。

報告の概要でございます。(1)実績でございますけれども、NTT東西どちらも8.
7%の設備利用部門費用の効率化で報告が来てございます。主な取組としましては、毎
年、同様の記載でございますけれども、人員数の削減、業務の集約・アウトソーシング
やスリム化等によりまして効率化を進めていることでございます。特にNTT西日本に
おいては、業務の集約のところ、拠点数が昨年は27拠点でございましたのが15に減
っているところが昨年との違いでございます。

2ページにお進みください。市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響に
ついて、代表的なものとして、NTT東西それぞれにおいて、加入電話基本料の収益に

については契約数が減少しており、費用についても、それに伴いまして回線コストや設備利用部門コストの削減を図ったことにより、それぞれ大きく減少をしているところでございます。

この2ページが主要な説明でございまして、3ページ以降、原本でございますので、御参照いただければと思います。

簡単でございますが、御報告は以上でございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、よろしく願いいたします。

例年の御報告と理解しております。

大谷委員。よろしく願いいたします。

○大谷委員　　ありがとうございます。大谷でございます。

今年も御説明をいただきましてありがとうございました。ユニバーサルサービス制度に基づく交付金を部分的にせよと受けているとのことで、経営効率化についての御努力を毎年続けていただき、こういう場で継続的に御説明をいただいているということ、確かに着実に経営効率化の実績が上がっていると受け止めさせていただいております。この経営効率化の状況について、広く見える化としていただいている取組は非常に重要なものだと思いますけれども、これまでも毎年7%の目標を着実にこなしていただいている信頼感もございますし、こういった場で報告することを、今後も同様の形で続ける必要があるかどうかにつきましては、そろそろ見直してもいい時期にかかっているのではないかと考えております。単に報告が不要ということではなく、経営効率化の状況は広く世の中に知ってもらおう場として、今までも生かされていたと思いますので、それが継続する形で再検討していただけることを御提案できればと思います。

以上でございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。

それでは、総務省から、いかがでしょうか。

○浅川料金サービス課課長補佐　　大谷委員、ありがとうございます。

御指摘のとおりで、実績として報告を受けること、NTT東西において経営効率化を実施していること自体については大変大事なことだと思います。他方で、当審議会に対して、3月にも見込みの計画の報告をさせていただいているところでございますので、

報告の方法等については、簡素化等、もっと工夫のできるやり方がないかを検討させていただきまして、また諮らせていただきたいかと存じます。

ありがとうございます。

○三友部会長　ありがとうございます。

大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員　はい。よろしく願いいたします。

○三友部会長　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

○三友部会長　続きまして、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた処置の報告について」でございます。こちらにつきましても、総務省から御説明をお願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐　引き続きご説明させていただきます。

資料126-4を御覧ください。表紙からお進みいただきまして、右肩1ページを御覧ください。御報告の経緯をまとめてございます。本年2月に、当審議会より、電気通信事業法施行規則の一部改正案について、審議・答申をいただきました。内容については、第一種公衆電話の設置基準の緩和等でございます。答申の中で、NTT東西に対して、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告、公表、さらに適切な周知公表の実施を求めるとのことで頂戴したところでございます。これを踏まえまして、総務省よりNTT東西に対して要請をしたところでございまして、6月に、その報告が参りましたので、その概要について御説明させていただきます。

お進みいただきまして、2ページを御覧ください。報告内容を1枚にまとめてございまして、1の第一種公衆電話の削減について、目標の削減台数としましては、昨年度末

時点で約10万9,000台でございますのが、10年間で3万台まで減少させるということで、年間8,000台ペースで減少をさせていくと聞いてございます。具体的には、利用頻度であるとか社会的要請が高いものについては残置させた上で、多重設置であるとか公地の設置等を中心に、まずは当初5年間で削減を進めていく。また、真ん中のところにステップ2とございますけれども、6年目以降は、個人事業の店舗等を中心に削減を進めていき、目標の台数まで減らしていくことで報告が来てございます。1

(2)は、令和4年度における削減に要する費用の見込みでございまして、こちらは委員限りでございまして、記載のとおりの見込みとなっております。

また、2の第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供について、NTT東西のホームページにおいて、削減の必要性、削減計画、場所のオープンデータ化、災害時公衆電話の紹介などを掲載しているとともに、実際に削減する公衆電話機には、撤去日を記載した貼り紙を掲示していると聞いてございます。

こちらが概要でございまして、以降は参考と報告の原本でございまして、御参照いただければと思います。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、この件につきましては御報告をいただいたものとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。全体を通して、この機会に皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、また別途、御連絡を差し上げますのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

いました。

閉 会